※所定疾患施設療養費算定状況

治療を必要とする状態となった入所者に対し治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合、連続する10日間を限度とし、月1回に
り算定するものである。1月に連続しない1日を10回算定することはできないこと。
所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
イ:肺炎
ロ:尿路感染症
ハ:帯状疱疹
ニ:蜂窩織炎
ホ:慢性心不全の増悪
算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
当該加算の加算開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等に
前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和7年(2025)所定疾患施設療養費算定状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
肺炎								1					1
日数								10					10
尿路感染症							6	4					10
日数							39	29					68
帯状疱疹							1						1
日数							8						8
蜂窩織炎							1	2					3
日数							6	16					22
慢性心不全													0
日数													0
合計人数	0	0	0	0	0	0	8	7	0	0	0	0	15
合計日数	0	0	0	0	0	0	53	55	0	0	0	0	108